

令和2年度答申第1号
令和2年4月9日

諮問番号 令和元年度諮問第117号（令和2年3月17日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求した事案である。

2 関係する法令の定め

- 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に

該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定している。

- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定しており、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成30年12月26日、P社（以下「本件会社」という。）の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和元年6月20日、本件認定申請につき、「現在も事業を継続していると認められるため」との理由により、本件不認定処分を行った。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和元年9月2日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (4) 審査庁は、令和2年3月17日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件認定申請をした時点では、本件会社は「事業活動が停止し、再開する見込みがない」との要件に該当していた。その根拠としては、本件会社には運転資金がなく仕入れ・売上げ実績が一切なかったこと、取引先（仕入先・経費支払先）に多額の債務があったこと、従業員がおらず元従業員に多額の未払賃金があったこと及び本件会社は営業活動を通じての資金の循環が全くなかったことが挙げられる。

また、平成31年1月時点でも、依然として本件会社には資金がなく、商売を始める仕入れもできない状況であった。

さらに、本件会社の預金通帳によれば、平成31年3月15日にQ社から本件会社に200万円が振り込まれたが、それは本件会社の代表取締役から、同人の持つ本件会社の株式をQ社が買い取るための資金であり、商取引上の資金ではない。

以上のことなどから、本件不認定処分は納得できない処分であり、同処分の取消しを求める。

(審査請求書、反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 本件会社では、本件認定申請時に事業活動が行われていなかったとしても、以下のとおり、平成31年3月及び4月においてサケの卸売販売を行っていることが確認でき、また、本件会社の代表取締役が令和元年6月13日付け聴取書により、事業活動の継続の意思を示しているため、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく」に当てはまらない。
 - (1) 本件会社は、サケの卸売事業を営んでおり、本件会社がQ社の代表取締役であるRを相手方とする総額650万円の資金調達及び業務提携契約の締結が、平成31年3月15日付け覚書により確認できる。
 - (2) 本件会社が、S社に対して、平成31年3月29日に販売し同年4月12日付けで商品代金の請求書を発行したこと、同年3月29日、同年4月1日、同月4日、同月8日及び同月12日に販売し令和元年5月8日付けで商品代金の請求書を発行したことが確認できる。
 - (3) 本件会社が、T社に対し、平成31年4月4日、同月8日及び同月11日に販売し、同月30日付けで商品代金の請求書を発行したことが確認で

きる。

- (4) 本件会社に対し、S社からの売掛金として、平成31年4月25日に434万7174円、令和元年5月15日に24万7453円が入金されたことが現金出納帳から確認できる。
- (5) 本件会社が、Q社に対し、同社に対する買掛金約410万円から出資予定であった150万円を相殺した約260万円を令和元年5月31日に支払ったことが、同年6月13日付け電話録取書から確認できる。
- (6) 本件会社の代表取締役が、「当社はサケの卸売事業を継続して行っており入金予定もあるため、私は事業を閉鎖する意思はありません。」、「元労働者の賃金の未払が残っている2名については少額ずつではあっても会社の代表者である私が責任を持って未払賃金を支払っていくつもりです。」等の申述を行っていることが、上記(5)の電話録取書から確認できる。

2 審査請求人が令和元年12月25日付けで審理員に提出した反論書においても、審査請求人は、本件会社は、本件認定申請時は同社の代表取締役以外に社員がいない状態で事業を行っていることをもって破産状態であると主張し、新たな資料として取引先の証言書(同月23日付け)を提出しているが、この証言書の内容からも、本件会社は本件認定申請時以降も増資や株式会社みこしとの取引を継続していると認めることができる。

3 以上から、本件会社の事業が継続していることが客観資料から確認でき、また、本件会社の代表取締役も事業継続の意思を示していることから、賃確則8条に定める「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態とはいえない。

よって、本件審査請求には理由がないので、棄却することが妥当である。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件不認定処分 of 適法性及び妥当性について

(1) 「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこと」の認定に当たっては、取引等の事業活動の状況、賃金の支払状況、経営者の事業活動継続の意欲等、事業主である会社全体の活動内容を総合的に考慮して判断すべきものである。

(2) 本件については、関係資料によれば、以下の事実が認められる。

- ① 本件会社は、平成31年3月15日、Rとの間で、同人から合計650万円の出資を得ること等を内容とする資本・業務提携契約を締結したこと

(覚書(平成31年3月15日付け))

- ② 本件会社は、平成31年4月12日、S社に対し、商品代金合計金額434万7432円の請求書を発行し、その支払期限とされた同月25日、振込先指定口座に同社から434万7174円が振り込まれていること

(請求書(平成31年4月12日付け)、入出金明細照会)

- ③ 本件会社は、平成31年4月30日、T社に対し、商品代金合計金額196万8300円の請求書を発行したこと

(請求書(平成31年4月30日付け))

- ④ 本件会社は、令和元年5月8日、S社に対し、商品代金合計金額24万7711円の請求書を発行し、その支払期限とされた同月15日、振込先指定口座に同社から24万7453円が振り込まれていること

(請求書(令和元年5月8日付け)、入出金明細照会)

- ⑤ 本件会社は、令和元年5月6日からB地内の建物内の2室を事務所として賃借していたこと

(定期建物賃貸借契約書)

- ⑥ 本件会社は、平成31年4月25日、審査請求人ほか2名に対し、未払給与の一部として合計57万2333円支払ったこと

(現金出納帳、入出金明細照会)

- (3) 以上の事実によれば、本件会社は平成31年3月に資金繰りを行い、同年4月から令和元年5月にかけて、取引先会社と取引を行っており、会社事務所も賃借し、未払給与の一部支払いもしていたことが認められ、これらを総合考慮すると、本件不認定処分当時、「事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない」状態であったとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史